

今月のトピックス

平成 31 年 3 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

【平成 31 年度の健康保険・介護保険料率改定のお知らせ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している方の都道府県別の平成 31 年度健康保険料率・介護保険料率が決定致しました。
また、全国一律適用となる介護保険料率については 1.57%から 1.73%へ引き上げとなります。

	介護保険第 2 号被保険者に 該当しない場合	介護保険第 2 号被保険者に 該当する場合
東京都	9.90%(9.90%)	11.63%(11.47%)
埼玉県	9.79%(9.85%)	11.52%(11.42%)
神奈川県	9.91%(9.93%)	11.70%(11.50%)
群馬県	9.84%(9.91%)	11.57%(11.48%)
栃木県	9.92%(9.92%)	11.65%(11.49%)
茨城県	9.84%(9.90%)	11.57%(11.47%)
千葉県	9.81%(9.89%)	11.54%(11.46%)

(カッコ内は平成 30 年度保険料率)

※変更後の健康保険料率・介護保険料率の適用は平成 31 年 3 月分（4 月納付分）からとなります。
※健康保険組合に加入されている方の料率は各組合により異なります。各組合までご確認下さい。

★☆☆快適な職場づくりの第 1 歩は従業員の健康管理から★☆☆

【生活習慣予防健診・特定健康診査のご案内】

生活習慣予防健診

協会けんぽ被保険者で年齢が
35～74歳までが対象です。
受診費用は一律7,038円^{※1}一定の
検査項目^{※2}に該当すると無料で
特定保健指導が受診出来ます。

特定健康診査

被保険者の被扶養者で年齢が
40～70歳^{※2}までが対象です。
費用は一律1,796円^{※1}
被保険者同様に特定保健指導も
受診可能です。

「生活習慣予防健診」は 3 月より順次各事業主宛に、「特定健康診査」は 4 月より被保険者のご自宅へ送付されます。平成 31 年度中に 1 回限り受診可能で検査項目も充実しており法律で定められている定期健診の代わりにもなりますので条件によっては経費負担が軽減します。

※1 料金はオプションを付けると別途費用は発生します。また平成 31 年 10 月以降は消費税率変更の為、負担額が変わります。※2 子宮頸がん検診等は対象年齢以外でも受診可能です。※3 血液検査や内臓脂肪の蓄積などメタボリックシンドロームに関連する項目について 1 つでも該当すると対象になります。
※健康保険組合に加入されている方は各組合により異なります。各組合までご確認下さい。